

令和 ( 3 ) 年度 市民税・県民税 特別徴収への切替依頼書 (提)

(あて先) 水戸市長 令和3年8月6日提出 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課	給 (特別徴収義務者) 与 支 収 義 務 者 ) 払 者 )	所在地 (住所)	〒 310 - 0805 水戸市中央〇丁目〇番〇号	特別徴収義務者指定番号			7 1 2 3 4 5 6 0 0 0 新規		
		フリガナ	〇 〇 ショウジ	連絡先	係	経 理 課			
		名称 (氏名)	(株) 〇 〇 商 事		氏名	鈴木一郎			
		代表者氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇 〇		電話	029-224-1111 (内線1611)			
法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4								

特別徴収税額の決定・変更通知書等に記載されている「7」で始まる10桁の番号を記入してください。水戸市の特別徴収義務者指定番号がない場合には新たに採番いたしますので「新規」を〇で囲んでください。

給 与 所 得 者	フリガナ	ヤマダ ハナコ	普通徴収 第 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 期以降を <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月分 ( <u>10</u> 月 <u>10</u> 日納期限分 ) より特別徴収します。 ※ 切替依頼書は、特別徴収開始月の前月10日までに御提出ください。	
	氏 名	山田 花子 (旧姓 中村)		
	生 年 月 日	大・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">昭</span> ・平 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
	住 所	水戸市桜川〇-〇-〇		
	旧住所 (1月1日)			
	現住所 (異動後)	同 上	納入書の使用について (水戸市で初めて特別徴収する場合、どちらかに〇をつけてください。)	要・不要
依頼理由 (該当理由に〇をつけてください。)	① 本人希望    2. 入社 (    月    日 )    3. その他 (    )			

給与支払者の法人番号を必ず記入してください。(個人事業主の場合は個人番号は記入しなくてください。)

社判及び代表者の捺印は不要です。

その他の場合は、理由を簡潔に記入してください。

# 令和( )年度 市民税・県民税 特別徴収への切替依頼書(提)

ノーカーボンのため下敷きをお使いください。

(あて先) 水戸市長  令和 年 月 日提出  〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 _____										特別徴収義務者指定番号				
		フリガナ											新規				
		名称(氏名)											連 絡 先	係			
		代表者氏名												氏名			
法人番号	_____										電話						

水戸市提出用

給 与 所 得 者	フリガナ											普通徴収 第 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">    </span> 期以降を <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">    </span> 月分 ( ____ 月 ____ 日納期限分)  より特別徴収します。  ※ 切替依頼書は、特別徴収開始月の前月10日までに御提出ください。
	氏名	(旧姓 )										
	生年月日	大・昭・平 年 月 日										
	住所	旧住所(1月1日)										
	現住所(異動後)										納入書の使用について (水戸市で初めて特別徴収する場合、どちらかに○をつけてください。)	要・不要
依頼理由	(該当理由に○をつけてください。)                 1. 本人希望    2. 入社 ( 月 日)    3. その他 ( )											

水戸市処理欄

処理不要

課税資料なし  
 課税権なし

< 注意事項 >

- 本市からの特別徴収税額の決定・変更通知書は、原則10日までに届いた切替依頼書分についてその月の末日に発送いたしますので、このことに御留意のうえ、特別徴収開始月を記入してください。
- 普通徴収の納期限が過ぎた分は、特別徴収へ切り替えることができません(右表参照)。
- 二重納付防止のため、個人あてに送付された普通徴収の納付書を同封してお送りいただくか、給与所得者に納付書を破棄するようお願いください。
- 65歳以上の方の公的年金所得に係る市民税・県民税は、給与からの特別徴収はできませんので御注意ください。
- 給与支払者の法人番号を必ず記入してください(個人事業主の場合、個人番号は記入しないでください)。

水戸市が受領した日	特別徴収に切替できる普通徴収の納期
～6月末日(第1期納期限)	1期 2期 3期 4期
～8月末日(第2期納期限)	2期 3期 4期
～10月末日(第3期納期限)	3期 4期
～1月末日(第4期納期限)	4期